

平成 28 年 7 月 26 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
国有林の間伐事業（平成 26 年度開始分）の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容				
事業内容	健全な森林の造成に向けた間伐、壊れにくく耐久性のある路網と林業機械等を合理的に組み合わせた作業システムによる間伐材の搬出等の実施。				
受託事業者 契約金額 実施期間 入札の状況	受託事業者	森林管理署	契約金額 (千円、税抜)	応札者 数※1	実施期間
	上士別林業株式会社	上川北部(北海道)	126,800	2(2)	26年9月～29年2月
	(有)真貝林工	西紋別(北海道)	108,000	1※2(1)	26年10月～28年11月
	北海林友株式会社	十勝東部(北海道)	88,650	1(1)	26年7月～28年11月
	有限会社畠山造林	米代東部(東北)	195,000	2(1)	26年9月～29年3月
	四万・立石共同事業体	吾妻(関東)	208,000	1(1)	26年7月～29年3月
	株式会社丸山	岐阜(中部)	182,469	1(1)	26年7月～29年3月
	信州上小森林組合	東信(中部)	214,619	2(2)	26年7月～28年12月
	竹上木材株式会社	和歌山(近畿中国)	118,875	4(2)	26年7月～29年3月
	土佐清水・西土佐国有 林整備共同企業体	四万十(四国)	140,000	2(1)	26年9月～29年3月
	別役林業株式会社	安芸(四国)	163,500	2(1)	26年9月～29年3月
	有限会社鏡州造林	宮崎(九州)	117,000	2(1)	26年8月～29年2月

※1 平均応札者数は 2.0 者（単年度事業は 2.2 者）カッコ内は予定価格以内の応札者数。

※2 北海道森林管理局西紋別支署については、2 回入札（2 回目は 1 者応札）を行った。

※ 本事業における市場化テストは平成 23 年度から実施して 4 期目である。

II 評価

1 評価方法について

林野庁から提出された平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容			
確保されるべき質の確保状況	以下のとおり、一部の主要事項において、達成されていない			
	業務内容	主要事項	確保されるべき水準	評価
	1 事業全体の企画立案・進行管理	労働生産性	事業全体の企画立案・進行管理において、労働生産性が確保されていること。	適
		技術の向上	事業全体の企画立案・進行管理において、技術の向上が図られていること。	概ね適：企画提案なし（岐阜）
		自然環境への配慮	事業全体の企画立案・進行管理において、自然環境への配慮がなされていること。	適
		安全対策	事業全体の企画立案・進行管理において、安全対策が図られていること。	不適：労働災害発生（上川北部、岐阜）
		工程管理（集造材材積）	事業全体の企画立案・進行管理において、確実な工程管理（集造材材積）がなされていること。	不適：各年度の年度末までの予定間伐面積を下回った（岐阜他4件）
	2 間伐	間伐の実施方法	間伐作業において、確実な間伐の実施方法がなされていること。	概ね適：提案された列状間伐実施なし（岐阜）
		残存木の保全	間伐作業において、確実な残存木の保全が確保されていること。	概ね適：具体的な提案なし（岐阜）
		作業システム	間伐作業において、より効率的な作業システムが確立されていること。	適
		間伐材の利用促進	間伐作業において、間伐材の利用促進が図られていること。	概ね適：具体的な提案なし（岐阜）

	3 路網整備	路線計画	路網整備作業において、しっかりとした路線計画が図られていること。	概ね適：具体的な提案なし (岐阜)
		路線開設	路網整備作業において、しっかりとした路線開設が設置されていること。	概ね適：具体的な提案なし (岐阜)
民間事業者からの改善提案	<p>間伐の実施方法や作業システムについては、一定の間隔で列状に間伐を行う列状間伐や、立木の伐倒、枝払い、玉切り及び集積を一貫して行うハーベスタを組み入れた作業システム等の提案により、低コストで効率的な間伐が実施された。</p> <p>また、路網の計画・開設については、GPSを使用した精度の高い設計図書の作成や、枝条などの現地発生資材を活用した排水処理等の提案により、使いやすく低コストで耐久性のある路網が開設された。</p>			

3 実施経費について

本事業の実施経費について、同一箇所の前年度経費と比較することは困難なため、別に単年度契約で行っている国有林の間伐等事業（以下「単年度事業」という。）と平均請負単価等を比較すると以下のとおり。

本事業は、単年度事業に比べ、平均応札者数は若干下回っているが、平均請負単価について、事業規模が大きいほど間接費が縮減されること等により1 m³当たり479円（3%程度）の削減となり、一定の削減効果があったものと評価できる。

区 分	平均落札率 (%)	平均請負単価 (円/m ³)
本事業	94.6	14,972
単年度事業	91.4	15,451
差（増減率）	3.2	▲ 479 (3.1%)

4 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、間伐の予定面積及び予定生産量を一部の事業箇所において達成できなかったこと、また、作業中での労働災害等が2件発生したこと、その点を踏まえると平成26年度、平成27年度の2か年とも全体としては良好に業務が実施されたものと評価しがたい。

一方、本事業は単年度事業よりも事業規模が大きいことから、一部の受託事業者において、高性能林業機械の導入の設備投資を実施し、林業事業体の経営基盤の強化に資する側面もあることが認められたことから民間競争入札を実施した効果はあったものと考えられる。

実施経費についても単年度事業と比較すると間接費の縮減効果等から平均請負

単価では約 3%程度安価になるなど一定の経費削減効果はあったものと評価できる。

さらに、競争性の確保についても、全体での平均応札者数は 2.0 者の複数応札となり、これまでの林野庁の取組の効果があったものと評価できる。

他方、アンケート結果からは依然として「すでに単年度事業を確保しており、初年度の事業予定を組みにくい」、「企画提案書の作成が煩雑」との声が寄せられたことから、これらを解決するためにこれまでのアンケート結果、ヒアリング等进行分析し、地域の競争性の状況を把握しつつ、更なる応札者の拡大に向けた取組や入札環境を整備していくことが必要である。

5 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が 4 期目であり、業務の適正かつ確実な実施に向けて、上記 4 で指摘した内容について検討を加えた上で、引き続き、民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えられる。

また、本事業において労働災害等が発生したことを踏まえ、今後は現場の安全指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を図ることが必要不可欠であると考えられる。

以上

民間競争入札実施事業 「国有林の間伐事業（平成 26 年度開始分）」の実施状況について （平成 26 年度及び平成 27 年度）

I. 事業の概要

公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「国有林の間伐事業」（以下「本事業」という。）については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく民間競争入札を行い、複数年の契約期間で以下のとおり実施している。

1. 事業の内容

健全な森林の造成に向けた間伐、壊れにくく耐久性のある路網と林業機械等を合理的に組み合わせた作業システムによる間伐材の搬出等の実施。

2. 事業期間

平成 26 年 4 月以降、同年度中に契約を締結した日を始期とし、平成 28 年度中において契約を完了する日を終期とする 2 年を超える期間（箇所別の事業期間については、別紙 1 を参照。）。

3. 受託事業者

北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国及び九州森林管理局管内の 11 森林管理署の各事業箇所における入札日及び受託事業者（契約者）については別紙 1 のとおり。

II. 確保されるべき質の達成状況及び評価

本事業の実施に当たり達成すべき事業の質として設定した「事業全体の企画立案及び進行管理等」、「間伐」及び「路網整備」の 3 つの事項については、事業の監督、検査のほか、毎年度行う実施状況に関する調査（以下「実施状況調査」という。）において把握しており、その結果は以下のとおりである。

なお、実施状況調査では、事業目的及び事業対象箇所の特性を踏まえた上で、上記 3 事項に関連する 11 項目（間伐の実施方法、残存木の保全、作業システム、路線計画、路線開設、労働生産性、技術の向上、間伐材の利用促進、工程管理、自然環境への配慮、安全対策）について、受託事業者から提案のあった内容の達成状況について確認しており（別紙 2）、主な項目の達成状況についても以下に記載している。

1. 本事業全体の企画立案及び進行管理等

① 企画立案

- 全ての受託事業者は事業計画書を提出し、以下の観点から適切と判断され、森

林管理署等で承認している。

- ・ 生産性の向上等の観点から受託事業者は、過去3年以内に自身が実施した間伐事業の労働生産性（従来実績）を考慮した労働生産性の数値目標を設定した上で、現場従事者の技術向上に向けた技術指導等の実施や安全確保に関する取組を企画した事業計画書となっている。

② 進行管理

- 平成27年度までの間伐（面積）の進捗状況は、全箇所 averages で計画量の91%、また、間伐材の集造材材積（間伐材を一定の長さの丸太に造材し、所定の集積地に搬出したものの材積。以下「生産量」という。）の進捗状況は、全箇所の平均で計画量の106%となっている。
 - ・ 間伐（面積）の進捗が予定の9割未満の3箇所（和歌山、四万十、安芸契約分）の要因としては、事業地進入路に世界遺産「熊野参詣道」が一部かかるため文化財保護法に基づく関係機関との協議に時間を要したこと等によるものである。
 - ・ 生産量の進捗と間伐（面積）の進捗を比較すると、東信森林管理署契約分で間伐（面積）に比べて生産量が減少している。この要因は、林内からの搬出未済の間伐材があることによるものである。間伐（面積）に比べて生産量が大幅に増加している4箇所（米代東部、和歌山、四万十、安芸契約分）の主な要因は、これまで林地に存置していた未利用の小径材等（林地残材）について、バイオマス燃料用への需要の拡大に対応するため積極的な搬出を行ったことにより、当該年度の実績生産量が増えたものである。

進捗状況(2年目終了時点)

局	署	予定面積 (ha)	実施面積 (ha)	進捗率	予定生産量 (m3)	実績生産量 (m3)	進捗率
北海道	川上北部	228	264	116%	7,790	9,673	124%
北海道	西紋別	183	183	100%	6,120	6,454	105%
北海道	十勝東部	112	112	100%	5,160	5,096	99%
東北	米代東部	201	201	100%	11,030	12,685	115%
関東	吾妻	218	225	103%	9,927	10,928	110%
中部	岐阜	92	86	93%	6,200	6,327	102%
中部	東信	133	124	93%	9,050	6,816	75%
近畿中国	和歌山	204	174	85%	3,970	4,191	106%
四国	四万十	66	45	68%	4,200	4,246	101%
四国	安芸	64	47	73%	5,600	6,697	120%
九州	宮崎	108	108	100%	8,370	8,825	105%
計		1,609	1,569	98%	77,417	81,938	106%

注：面積及び生産量は26年度及び27年度の合計数値。

③ その他（主な提案の達成状況）

- 「労働生産性」については、11 箇所のうち 2 箇所（十勝東部及び和歌山契約分）で目標に対する進捗が 7～8 割となった。これらの要因は、地形・地質の状況による森林作業道の路線線形の見直し及び、文化財保護法関係の協議に時間を要したことによるものである。

労働生産性の状況（2年目終了時点）

（単位：m³/人日）

局	署	目標値(a)	本事業実績(b)	進捗率(b/a)	従来実績 C
北海道	川上北部	4.0	4.1	103%	3.6
北海道	西紋別	5.5	5.1	93%	3.8
北海道	十勝東部	9.0	6.3	70%	8.0
東北	米代東部	4.0	6.3	158%	6.1
関東	吾妻	4.0	4.1	103%	3.4
中部	岐阜	3.0	3.2	107%	2.1
中部	東信	5.0	7.8	156%	4.5
近畿中国	和歌山	4.5	3.8	84%	3.7
四国	四万十	2.45	2.5	102%	2.4
四国	安芸	4.3	4.4	102%	3.5
九州	宮崎	3.2	3.5	109%	1.9
平均		4.5	4.6	102%	3.9

注：従来実績は、過去3年以内に受注者が実施した間伐事業の数値

- 「技術の向上」については、当該項目について企画提案のなかった岐阜森林管理署契約分以外の全ての受託事業者において、事業実行を通じた社内での技術指導が行われている。
また、現場従事者の外部研修等への参加については、27 年度末までに 4 箇所（西紋別、十勝東部、東信及び安芸契約分）で実施されており、延べ 30 名程度が参加している。
- 「安全対策」については、全ての受託事業者において事業開始前にリスクアセスメント等を実施して労働災害の未然防止に努めたが、岐阜森林管理署契約分でトラックによる運材作業中に死亡災害が、上川北部森林管理署契約分で伐倒作業中に労働災害が発生した。これらの箇所については森林管理署による安全指導を実施した。

2. 間伐

- ① 間伐は、岐阜森林管理署契約分で提案のあった列状間伐が実施されなかったが、指定された伐採率を遵守するとともに、林分全体として偏りのない立木密度が確保されており、残存木に折損等の著しい損傷も生じていないこと等から、契約に基づく毎年の完了検査で不合格となった箇所はない。なお、事業実行に当たっては、受託事業者は仕様書を遵守した上で、現地の状況に応じた作業システムを採用し、高

性能林業機械の設備投資にも取り組んでいる。

② その他（主な提案の達成状況）

- 「残存木の保全」については、2箇所（米代東部及び吾妻契約分）で集材に際して残存木への配慮が不足していたため、次年度に向けて残存木の保護措置を指示している。
- 「作業システム」については、4箇所（米代東部、岐阜、東信及び和歌山契約分）において高性能林業機械が新たに導入された。
- 「間伐材の利用促進」については、2箇所（十勝東部及び吾妻契約分）で造材の自主検査未実施や材の品質確保への配慮不足が見られたため、改善を指示している。

3. 路網整備

「路網の整備」については、一部に路肩等の崩壊や水処理がされていない箇所はあるものの、いずれも森林作業道作設指針に沿った規格・構造と現地の状況や実施する作業システムに応じた路線計画に基づき森林作業道が開設されている。なお、現地植生を活用した法面の保護や林地残材による丸太組工を実施するなど、路網整備に当たり現地資材が積極的に活用されている。

4. 評価について

本事業において死亡災害が発生したことについては、事業発注者として誠に遺憾であり、現場の安全指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策に万全を期したところである。

事業全体の企画立案及び進行管理に関しては、5箇所で予定した間伐面積を下回る実績となったものの、技術の向上を図り、目標とした労働生産性をほぼ確保した。

予定の間伐面積を下回った箇所については、文化財保護法関係の協議に時間を要したこと等によるものであるが、平成28年度は間伐を先行して実施できることから、全ての箇所で最終年度の完了が見込まれる。

また、間伐の実施に当たっては、全ての箇所で指定された伐採率等が遵守されており、若干の損傷木はあるものの著しい残存木の損傷は生じていない。

さらに、路網整備については、一部に路肩の崩壊等が見られたが、間伐材の搬出は支障なく適切に実施されている。

これらのことから、概ね事業は計画どおり実施されており、確保すべき質の水準は満たされている。

5. 民間事業者からの改善提案

本事業は、総合評価落札方式により受託事業者から提出された提案に基づき事業を実施している。

このうち間伐の実施方法や作業システムについては、一定の間隔で列状に間伐を行う列状間伐や、立木の伐倒、枝払い、玉切り及び集積を一貫して行うハーベスタを組み入れた作業システム等の提案により、低コストで効率的な間伐が実施された。

また、路網の計画・開設については、GPSを使用した精度の高い設計図書の作成や、枝条などの現地発生資材を活用した排水処理等の提案により、使いやすく低コストで耐久性のある路網が開設された。

Ⅲ. 実施経費の状況及び評価

1. 状況について

間伐を実施した後、同一箇所でも再度間伐を実施するには10年以上の間隔を空ける必要があること等から、本事業では、公共サービス改革法に基づく民間競争入札で実施している施設管理や統計調査等のように全く同一の箇所で実施経費等を比較して効果を評価することは困難である。

このため、民間競争入札を実施した森林管理署において、実施箇所の地形や実施面積、間伐する樹木の種類・林齢、伐採率など異なる因子があるものの、平成26年度に契約した単年度で実施している間伐等事業（以下「単年度事業」という。）と比較すれば以下のとおりとなっている。

- ① 平均応札者数は、本事業の2.0者に対して、通常単年度事業が2.2者となり、0.2者下回った。
- ② 平均落札率は、本事業の94.6%に対して、通常単年度事業が91.4%となり、3.2%上回った。
- ③ 契約時の平均請負単価について見ると、1m³当たり480円程度安価な実施となった。

区 分	平均応札者数	平均落札率	平均請負単価（税抜）
本事業	2.0者	94.6%	14,972円/m ³
単年度事業	2.2者	91.4%	15,451円/m ³
差	▲0.2者	3.2%	▲479円/m ³

2. 評価について

応札者数は、通常単年度事業に比べて0.2者程度下回った。応札者数を一層拡大するために、森林管理署等での関係事業者へのアンケート結果（別紙3）から、入札関係資料を入手したが企画提案等の提出を見送った業者の回答を分析すると、

- ・ 平成24年度と比較して、入札日は7月中旬と約半月早くなったものの、この間に単年度事業を確保した民間事業者が本事業への参加を見送ったこと、
- ・ 単年度事業で実施する総合評価落札方式と比較して企画提案項目が多く、落札者は書類の作成に負担を感じていること、

等が考えられる。

企画提案を提出しなかった理由	回答率
すでに単年度事業を確保しており初年度の事業予定を組みにくい。	89%
企画提案書の作成が煩雑。	33%

注：企画提案等の提出を見送った9事業者の回答、複数回答

また、本事業に係る間接費は直接事業費に一定の率を乗じて算出されるが、その率は直接事業費が大きくなるほど低率となる。よって、通常の単年度事業と比較して事業規模が大きくなる本事業においては、予定価格の間接費が抑制されることとなる。このため、本事業と通常の単年度事業とを比較した場合の平均落札率は、本事業の方が高率であったが、契約時の平均請負単価については本事業の方が 1m³ 当たり 3%程度安価となっている。

これらのことから、本事業の実施を通じて、コスト縮減について一定の効果があったものと認められる。

IV. 評価

民間競争入札により実施した複数年契約の間伐事業については、上述のとおり事業の質は確保されていると判断される。

また、本事業は通常の単年度事業よりも事業規模が大きいことや、3年間継続して実施できることから、高性能林業機械導入の設備投資を実施した事業体も見られ、林業事業体の経営基盤の強化に資する側面もあることが認められる。

さらに、契約時の請負単価については、単年度事業と比較して安価となっており、平成 26 年度契約箇所においては、経費削減に関しても一定程度の効果があったと認められる。

しかし、本事業において死亡災害が発生したことについては、事業発注者として誠に遺憾であり、現場の安全指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を図ることが必要不可欠である。

V. 次期事業の方針

応札者数をさらに拡大するために、

- ・ 平成 27 年度から、企画提案書項目の整理及び入札までの期間の 10 日間短縮、
- ・ 平成 28 年度から、入札公告・入札説明書等の交付の期間の約 1 ヶ月程度前倒し及び入札スケジュール全体の前倒し

をしたところであり、引き続き応札を促し競争率の向上によるコスト縮減に取り組むこととする。

企画提案書の内容については、民間事業者の創意工夫を引き出す観点から、現状最低限必要な資料としており、その削減等の見直しについては慎重な検討が必要である。

今後、間伐事業を業種とする民間事業者の数が建設業等の他の業種と比較して少ない中で、引き続き応札者数等の競争性の状況を把握しつつ、さらに対象範囲等の拡大措置を通じて多くの民間事業者が応札できる環境を整備していくことが必要である。

具体的には、平成 29 年度に向けて、小規模事業者等の参入促進による競争性の確保や、対象箇所の拡大の観点から、従来 of 2 年を超える期間（3 年間）の契約に加え、1 年を超える期間（2 年間）の契約による事業を対象とする、対象範囲の拡大について検討す

ることとする。

また、本事業において死亡災害が発生したことに鑑み、今後は現場の安全指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を図ることとし、引き続き市場化テストに基づく民間競争入札による事業を実施することとしたい。

平成26年度 国有林の間伐事業における民間競争入札導入箇所の契約状況

森林管理局名	森林管理署名	所在地	事業場所	公告日	配布・閲覧数	現地見学		企画提案		入札		契約日	契約者	税抜請負予定金額(千円)	事業期間
						実施日	参加数	提出期限	参加数	入札日	参加数				
北海道	上川北部	北海道 上川郡 下川町	208は林小班外26小班	5月20日	3社	6月24日	3社	7月8日	2社	8月8日	2社	8月29日	上士別林業株式会社	126,800	自:H26.9.1 至:H29.2.28
北海道	西紋別(支)	北海道 紋別郡 滝上町	札久留国有林15い林小班外32小班	5月14日	3社	6月10日	3社	6月24日	3社	7月23日	3社	【不落】	—	—	—
				8月6日	1社	未実施	—	8月20日	1社	9月17日	1社	10月6日	(有)真貝林工	108,000	自:H26.10.7 至:H28.11.30
北海道	十勝東部	北海道 足寄郡 陸別町	1071は1林小班外21小班	4月25日	3社	5月20日	1社	6月4日	1社	7月7日	1社	7月28日	北海林友株式会社	88,650	自:H26.7.28 至:H28.11.30
東北	米代東部	秋田県 大館市	丹内沢国有林1107い林小班外64小班	5月8日	5社	5月16日 5月22日	5社	6月17日	2社	8月5日	2社	9月25日	有限会社畠山造林	195,000	自:H26.9.26 至:H29.3.10
関東	吾妻	群馬県 吾妻郡 嬬恋村	熊二郎山国有林206い1林小班外31小班	4月24日	2社	5月15日	2社	6月3日	1社	7月4日	1社	7月23日	四万・立石共同事業体	208,000	自:H26.7.23 至:H29.3.10
中部	岐阜	岐阜県 下呂市	門坂国有林2ろ林小班外5	4月30日	2社	5月15日 5月16日	2社	6月9日	1社	6月30日	1社	7月24日	株式会社丸山	182,469	自:H26.7.25 至:H29.3.3
中部	東信	長野県 上田市	菅平国有林1071ち林小班外9小班	4月4日	3社	4月15日	0社	5月14日	2社	6月6日	2社	7月14日	信州上小森林組合	214,619	自:H26.7.15 至:H28.12.20
近畿中国	和歌山	和歌山県 田辺市	坂泰山国有林5い1林小班外30小班	4月3日	4社	4月21日	4社	5月16日	4社	6月23日	4社	7月7日	竹上木材株式会社	118,875	自:H26.7.8 至:H29.3.14
四国	四万十	高知県 土佐清水市	奥谷山国有林1230い1林小班外7小班	5月19日	3社	5月29日 6月4日	2社	6月30日	2社	8月1日	2社	9月19日	土佐清水・西土佐国有林整備共同企業体	140,000	自:H26.9.20 至:H29.3.10
四国	安芸	高知県 安芸郡 北川村	躑躅尾山国有林1137い林小班外2小班	5月22日	2社	6月2日 6月6日	3社	7月3日	2社	8月6日	2社	9月3日	別役林業株式会社	163,500	自:H26.9.4 至:H29.3.10
九州	宮崎	宮崎県 宮崎市	鱈頭国有林80ほ林小班外30小班	4月28日	2社	5月21日	0社	7月19日	2社	7月15日	2社	8月1日	有限会社鏡州造林	117,000	自:H26.8.2 至:H29.2.28
計 (平均)					32社 (3.2社)	25社 (2.3社)	22社 (2.0社)	22社 (2.0社)						1,662,913	

注:計及び平均は初回公告の実績による。

民間競争入札導入箇所の実施状況調査の結果(26年度契約分)

事業の質の設定区分	実施状況調査項目	北海道 森林管理局			東北 森林管理局	関東 森林管理局	中部 森林管理局		近畿中国 森林管理局	四国 森林管理局		九州 森林管理局	評価の理由	
		上川北部 森林管理署	西紋別 支署	十勝東部 森林管理署	米代東部 森林管理署	吾妻 森林管理署	岐阜 森林管理署	東信 森林管理署	和歌山 森林管理署	四万十 森林管理署	安芸 森林管理署	宮崎 森林管理署		
1 事業全体の企画立案・進行管理	(6)労働生産性	◎	○ ◎	◎ △	◎	◎	○ ◎	◎	○	◎	○ ◎	◎	○ ◎	○: 数値目標以下。 (ただし、当該事業者の過去3年間の間伐事業の労働生産性以上の実績となっている。) △: 従来実績以下。 (当該事業者の過去3年間の間伐事業の労働生産性以下の実績となっている。)
	(7)技術の向上	◎	◎	◎	◎	○ ◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○: 提案された現場従事者等の外部研修への参加が実施されていない。 △: 具体的な提案がなかったため。
	(10)自然環境への配慮	◎	◎	◎	◎	◎	○ ◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○: 雨水等により一部の作業道において路面流出が起こり、濁り水が発生した。
	(11)安全対策	○ ◎	◎	◎	◎	◎	◎	△ ◎	◎	◎	◎	◎	◎	○: 上川北部署では、労働災害が発生した。 吾妻署では、提案した安全対策の一部が未実行であった。 △: 労働重大災害が発生した。
	(9)工程管理(集造材材積)	◎	◎	◎ ○	◎	◎	◎	△ ○	△ ◎	△ ◎	△	△	◎	○: 各年度の年度末までに予定集材材積を下回った。 △: 各年度の年度末までの予定間伐面積を下回った
2 間伐	(1)間伐の実施方法	◎	◎	◎	○	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○: 一部の箇所において、伐採すべき形質不良木の残存や間伐の偏りがあった。 △: 提案された列状間伐が実施されなかった。
	(2)残存木の保全	◎	◎	◎	○	◎ ○	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○: 米代東部署では、提案のあった残存木保全のための当て木を実施されなかった。 吾妻署では、一部で残存木の損傷が見られた。 △: 具体的な提案がなかったため。
	(3)作業システム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○: 造材作業で導入予定であったストローク式ハーベスタが導入できなかった。
	(8)間伐材の利用促進	◎	◎	○	◎	◎ ○	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○: 十勝東部署では、提案のあった自主検査を実施されなかった。 吾妻署では、山土場での仕分け作業時に丸太に泥を付着させる等、材の品質確保に配慮が欠けていた。 △: 具体的な提案がなかったため。
3 路網整備	(4)路線計画	◎	◎	◎	◎	◎ ○	△	◎ ○	◎	◎	◎	◎	◎	○: 吾妻署では、森林作業道の開設において、開設間隔の近い箇所があった。 東信署では、一部の森林作業道において路肩、法面崩壊が発生している箇所があった。 宮崎署では、一部の区間で波形線形となっていなかった。 △: 具体的な提案がなかったため。
	(5)路線開設	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○: 森林作業道開設後、水処理がされていない箇所があったため。 △: 具体的な提案がなかったため。

※ 実施状況については3段階(「提案どおり」◎、「提案を下回るが標準以上」○、「標準程度」△)で評価。

※ 二段書きのものは、1年目と2年目の評価が異なり、左が1年目、右が2年目の評価。

平成26年度 民間競争入札による国有林の間伐事業に関するアンケート

- 対象者 : 民間競争入札を導入した森林管理署における以下の事業者。
 - ① 平成26年度に同種事業を受注した事業者
 - ② 自署で民間競争入札の入札説明書等を交付した事業者
- 配布数 : 74者
- 回収数 : 70者、回収率：95%、平成27年3月末)

1. 民間競争入札による複数年（3カ年間）契約による間伐事業の入札・公募の認知。

	26年度		25年度		
	件数	割合	件数	割合	
1 知っていた。	64	91%	56	100%	(3に資料入手状況)
2 知らなかった。	6	9%	0	0%	(2に今後の意向)

2. 「知っていた」方（64者）の入札関係資料の入手状況。

	26年度		25年度		
	件数	割合	件数	割合	
1 入手した。	33	52%	37	66%	(4に入札参加状況)
2 入手しなかった。	31	48%	19	34%	(3に理由)

3. 「入手しなかった」方（31者）の理由。（複数回答）

	26年度		25年度	
	件数	割合	件数	割合
1 競争参加資格の等級が参加資格と一致しない	3	10%	5	26%
2 公告から入札までに時間がかかりすぎる	1	3%	2	11%
3 既に同種事業の事業量を確保しており、初年度の事業予定が組みにくい	11	36%	11	58%
4 条件が悪く、事業コストに見合うメリットがない	1	3%	1	5%
5 毎年、単年度事業が特段問題なく確保できるため、3年分の事業を一度に確保できることに魅力を感じない	4	13%	4	21%
6 路網線形等の創意工夫で競争する自信がない	2	6.5%	2	11%
7 企画提案書の作成が煩雑	2	6.5%	—	—
8 その他	6	19%	6	32%
未回答	1	3%	1	5%

4. 「入札関係資料を入手した」方（33者）の入札等への参加状況。

	26年度		25年度		
	件数	割合	件数	割合	
1 企画提案書を提出した。	24	73%	23	62%	(5に理由)
① 入札に参加	24	73%	21	91%	
② 入札に不参加	0	—	2	9%	
2 企画提案書を提出しなかった。	9	27%	13	35%	
未回答	0	—	1	3%	

5. 「企画提案書を提出したが入札は参加しなかった」又は「企画提案書の提出を見送った」方（9者）の理由。（複数回答）

	26年度		25年度	
	件数	割合	件数	割合
1 競争参加資格の等級が参加資格と一致しない	0	—	2	13%
2 公告から入札までに時間がかかりすぎる	0	—	1	7%
3 既に同種事業の事業量を確保しており、初年度の事業予定が組みにくい	8	89%	10	67%
4 条件が悪く、事業コストに見合うメリットがない	1	11%	2	13%
5 毎年、単年度事業が特段問題なく確保できるため、3年分の事業を一度に確保できることに魅力を感じない	0	—	2	13%
6 路網線形等の創意工夫で競争する自信がない	1	11%	0	—
7 企画提案書の作成が煩雑	3	33%	6	40%
8 企画提案書を作成する時間がない	0	—	2	13%
9 その他	0	—	0	—
未回答	0	—	0	—

6. 全員（70者）を対象

① 公告の時期について

(ア) 入札参加資料を入手した方（33者）を対象

	26年度		25年度	
	件数	割合	件数	割合
1 適切だった。	23	70%	29	78%
2 遅かった。 (主な理由) ・公告を早めないで、入札まで2ヶ月あるので、初年度の事業期間が短くなる。	9	27%	6	16%
3 早かった。	0	—	0	—
未回答	1	3%	2	5%

(イ) 入札参加資料を入手しなかった方（31者）を対象

	26年度		25年度	
	件数	割合	件数	割合
1 適切だった。	19	61%	12	63%
2 遅かった。	7	23%	4	21%
3 早かった。	0	—	0	—
未回答	5	16%	3	16%

② 入札までの期間について

(ア) 入札参加資料を入手した方（33者）を対象

	26年度		25年度	
	件数	割合	件数	割合
1 適切だった。	22	67%	27	73%
2 長すぎた (主な理由) ・初年度は冬期作業の困難地域では実行作業日数が少ない。	9	27%	7	19%
未回答	2	6%	3	8%

(イ) 入札参加資料を入手しなかった方（31者）を対象

	26年度		25年度	
	件数	割合	件数	割合
1 適切だった。	21	68%	10	53%
2 長すぎた。 (主な理由) ・事業規模が大きいため、早めに着手したい。	3	10%	5	26%
未回答	7	22%	4	21%

③ 複数年（3カ年）契約について

	26年度		25年度	
	件数	割合	件数	割合
1 望ましい事業だと思う。 (主な理由) ・4～6月の事業の空白期間が無くなるので通年雇用をしている事業体としては大変助かる。 ・3カ年間の事業計画を立てやすい。事業と雇用においても弾力的に計画出来る。	53	76%	36	64%
2 単年度事業でよいと思う。 (主な理由) ・事業規模が大きすぎると年間事業計画が立てにくい（落札、不落で大きく経営が変動する）。	7	10%	6	11%
3 わからない。	10	14%	14	25%

④ 事業の規模について

	26年度		25年度	
	件数	割合	件数	割合
1 適切だ。	52	74%	40	71%
2 大きすぎる。 (主な理由) ・3カ年間で実施するため総事業量が大きくなる中で一部作業条件の厳しい箇所が含まれる事をリスクと感じる。	6	9%	10	18%
3 小さすぎる。 (主な理由) ・間伐事業は重機等のメンテナンスの経費の負担が多いため。	7	10%	2	4%
未回答	5	7%	4	7%

平成28年7月1日
環境省水・大気環境局水環境課

民間競争入札実施事業水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 の実施状況について（平成24年度～28年度分）

I. 事業の概要

1. 委託業務内容

水質汚濁物質排出量総合調査における、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計及び報告書作成に係る業務、並びに、水質汚濁防止法等の施行状況調査における個票審査、集計、報告書作成に係る業務

2. 業務委託期間

平成24年7月から平成29年3月までの5年

（平成24年度の業務委託期間：平成24年7月9日から平成25年3月31日、
平成25年度の業務委託期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日、
平成26年度の業務委託期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日、
平成27年度の業務委託期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日、
平成28年度の業務委託期間：平成28年4月1日から平成29年3月21日）

3. 受託事業者

株式会社日本能率協会総合研究所

4. 受託事業者決定の経緯

水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査に係る民間競争入札実施要領に基づき、入札参加者（1者）から提出された企画書について、環境省において審査・外部有識者からの意見聴取を行った結果、いずれも評価基準を満たしており、総合評価方式の一般競争入札を実施したが不落不調であった。

そのため、再度公告を行ったところ3者が入札説明会に参加し、そのうちの1者から応札があり、平成24年7月6日に入札を行った結果、予定価格の範囲内であったことから、上記の者が落札者となった。

II. 確保すべき質の達成状況及び評価

平成 27 年度末時点における確保すべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。また、評価する上で参考となる、事業の実施状況は（別紙）に示す通りである。

II-1. 水質汚濁物質排出量総合調査

1. 調査対象企業名簿の整備

受託事業者は環境省が貸与した調査対象事業場名簿を基に、修正・更新・重複チェック等を実施した（名簿は自治体ごとに整理し、平成 27 年 7 月 28 日までに順次貸与）。

2. 回収率

平成 25 年度調査については、環境省が貸与した事業場名簿（掲載事業場数 34,205 事業場）を基に、受託事業者は、調査対象の事業場（水質汚濁防止法の特定事業場のうち、日平均排水量が 50m³以上の事業場及び有害物質使用特定事業場）の抽出を行い、平成 25 年 9 月 25 日に 34,205 の事業場に対し調査票等を発送した。発送後に廃止等が判明した事業場を除外し、最終的な調査対象事業場は 32,705 事業場となった。

平成 27 年度調査については、環境省が貸与した調査対象事業場名簿（掲載事業場数 33,813 事業場）を基に、受託事業者は、調査対象の事業場（水質汚濁防止法の特定事業場のうち、日平均排水量が 50m³以上の事業場及び有害物質使用特定事業場）の抽出を行い、平成 27 年 10 月 1 日に 33,813 の事業場に対し調査票等関係資料を発送した。発送後に廃止等が判明した事業場を除外し、最終的な調査対象は 32,170 事業場となった。なお、本業務の目標とする水準値は「回収率 80%」を設定した。

調査票の回収率は、平成 25 年度調査分では 82.2%であり目標を上回った、平成 27 年度調査分では 73.4%であり目標を下回った（表 1）。

表 1 目標とする水準と回収率

年月日	有効回収率
平成27年11月30日時点 (オンライン回答を除く)	47.4%
最終結果(平成28年3月14日) (オンライン回答を含む)	73.4%(82.2%)※
目標とする水準値	80%

※（ ）内は平成 25 年度の数値

3. 調査客体からの照会対応

受託事業者が調査客体に対して行った照会対応の状況を以下にまとめている。

平成 25 年度調査では、平成 25 年 11 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日の期間に問合せ等の対応を行った。問合せの総数は、電話・FAX で 3,434 件、電子メールで 42 件あり、そのうち苦情は 8 件であった（表 2-1）。

平成 27 年度調査では、平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 12 月 28 日の期間に問合せ等の対応を行った。問合せの総数は、電話・FAX で 2,629 件、電子メールで 33 件あり、そのうち苦情は 22 件であった（表 2-2）。

また、調査客体の利便性向上のため、受託事業者はホームページ上に、「よくある問合せ内容」を掲載し、調査票や記入要領等がダウンロードできるページを開設した。

表 2-1 調査客体からの照会対応の状況（平成 25 年度）

	件数		内容							
	電話・FAX	電子メール	調査票個別内容				調査全体	苦情	再送依頼	住所変更
			A	B	C	D				
平成 25 年 11 月	2,272	22	34	306	33	22	1,798	5	12	90
平成 25 年 12 月	816	20	0	20	2	1	741	3	47	12
平成 26 年 1 月	346	0	0	0	0	0	332	0	18	0
計	3,434	42	34	326	35	23	2,871	8	77	102

表 2-2 調査客体からの照会対応の状況（平成 27 年度）

	件数		内容							
	電話・FAX	電子メール	調査票個別内容				調査全体	苦情	再送依頼	住所変更
			A	B	C	D				
平成 27 年 10 月	2,283	14	117	322	60	30	1,574	21	36	137
平成 27 年 11 月	280	19	5	18	3	2	238	1	22	10
平成 27 年 12 月	66	0	1	1	0	0	61	0	3	0
計	2,629	33	123	341	63	32	1,873	22	61	147

注) A：産業分類の記入についての問合せ
 B：稼働コード、排水量、排水処理方法の記入についての問合せ
 C：排水濃度（生活環境項目）の記入についての問合せ
 D：排水濃度（有害項目）の記入についての問合せ

4. 受託事業者による督促等の状況

(1) 督促等実施状況

受託事業者は平成 27 年 12 月 1 日時点で、調査票未提出の調査客体（8,336 事業場）に対して電話による督促を行った。

(2) 質疑照会の状況

① 個票審査

対象客体から回答のあった調査票は、受託事業者には到着し次第、受託事業者が内容のチェックを行い、記入不備については遅滞なく電話による問合せを行い補記した。その後、各記入事項の数値の妥当性（異常値の有無）のチェック等を行い、必要に応じて疑義照会を行った。

② 疑義照会

受託事業者が行った疑義照会件数は、表 3 に示すとおりである。836 件の疑義照会を行い、そのうち 786 件でデータ修正が必要となった。

表 3 調査票の審査・疑義照会の状況

	事業場数	件数	調査票個別内容			
			A	B	C	D
計	806	836	38	297	463	38

注) 調査票個別内容の A～D については表 2 の注釈と同じ

5. 調査対象事業場名簿の更新

調査により得られた事業場の稼働状況（廃止、下水道接続済等）および住所等の変更情報をもとに、調査対象事業場名簿について、政府統計共同利用システムにより名簿の修正・更新等を行った。

6. その他（作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施）

業務内容の各工程で適宜、進捗状況の報告を受け、計画どおりに業務が実施されていることを確認した。

7. 評価

回収率は平成 25 年度調査では目標としていた 80%を上回った（H25 回収率：82.2%）。平成 27 年度調査では目標としていた 80%を下回った（H27 回収率：73.4%）が、7 割以上の回収率を確保しており、督促等対応及び質疑照会対応の状況を踏まえ、苦情等件数が少なく滞りなく業務を遂行されていることから、質は概ね確保されているものと評価できる。

II-2. 水質汚濁防止法等施行状況調査

1. 調査票データの審査・疑義照会の状況

受託事業者は、自治体から報告のあった調査票について、報告されるべき項目が欠如している等が見受けられた場合には、その都度電話及びメールにより問合せを行った。また、報告にあったデータに疑義が生じた自治体については疑問点等の照会を実施した。

表4 調査票の疑義照会の状況

	照会対象 自治体	照会内容			
		届出に関するもの	水濁法事業 場数に関するもの	瀬戸内海法 事業場数に関するもの	その他
平成24年度	39自治体	11	22	12	3
平成25年度	58自治体	17	32	17	4
平成26年度	63自治体	18	35	19	4
平成27年度	42自治体	12	23	13	3

2. 報告書の自治体等への内容確認依頼及び修正の状況

受託事業者は、自治体からの報告を取りまとめ後、速やかに各自治体に送付し内容の確認を依頼し、修正を行ったうえでデータの確定を行った。

3. 報告書の送付状況

平成24年度調査分は平成26年12月、平成25年度調査分は平成27年9月、平成26年度調査分は平成28年3月に関連自治体へ報告書を送付した。

4. 評価

業務の実施について、審査・疑義照会等の業務について問題なく円滑に行われていることから十分に評価できる。

Ⅲ. 実施経費の状況及び評価

1. 実施経費

受託事業者が今回の業務に要した経費は、次のとおりである。

表5 実施経費の状況（税抜）

項目	当初見積	実施経費	当初見積 －実施経費	備考
【平成24年度 水質汚濁防止法等施行状況調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	4,764,640	4,776,238	-11,598	
2. 事業費(郵送費・交通費等)	50,000	38,402	11,598	
3. 外注費(印刷等)	0	0	0	
小計	4,814,640	4,814,640	0	
【平成25年度 水質汚濁物質排出量総合調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	1,369,020	1,562,287	-193,267	
2. 事業費	7,000,000	7,377,031	-377,031	
(1)人材派遣費用	0	0	0	
(2)調査関係用品郵送費用・通信	7,000,000	7,335,714	-335,714	
(3)消耗品、交通費等	0	41,317	-41,317	
3. 外注費	5,500,000	4,736,436	763,564	
(1)調査関係用品の印刷・発送	4,000,000	2,984,276	1,015,724	
(2)回収調査票の入力業務費用	1,500,000	1,752,160	-252,160	
小計	13,869,020	13,675,754	193,267	
【平成25年度 水質汚濁防止法等施行状況調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	1,319,020	1,543,086	-224,066	
2. 事業費(郵送費・交通費等)	50,000	19,201	30,799	
3. 外注費(印刷等)	0	0	0	
小計	1,369,020	1,562,287	-193,267	
【平成26年度 水質汚濁防止法等施行状況調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	4,752,190	4,780,886	-28,696	
2. 事業費(郵送費・交通費等)	50,000	21,304	28,696	
3. 外注費(印刷等)	0	0	0	
小計	4,802,190	4,802,190	0	
【平成27年度 水質汚濁物質排出量総合調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	1,362,795	2,205,895	-843,100	
2. 事業費	7,000,000	6,397,319	602,681	
(1)人材派遣費用	0	0	0	
(2)調査関係用品郵送費用・通信	7,000,000	6,394,587	605,413	
(3)消耗品、交通費等	0	2,732	-2,732	
3. 外注費	5,500,000	4,416,481	1,083,519	
(1)調査関係用品の印刷・発送	4,000,000	3,171,861	828,139	
(2)回収調査票の入力業務費用	1,500,000	1,244,620	255,380	
小計	13,862,795	13,019,695	843,100	
【平成27年度 水質汚濁防止法等施行状況調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	1,312,795	2,185,527	-872,732	
2. 事業費(郵送費・交通費等)	50,000	20,368	29,632	
3. 外注費(印刷等)	0	0	0	
小計	1,362,795	2,205,895	-843,100	
合計	40,080,460	40,080,460	0	

2. 評価

本事業においては、水質汚濁防止法等施行状況調査のみを実施する年度と水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等施行状況調査の両方を実施する年度があるが、検証のため、両調査を実施する年度を比較することとする。

前請負業者が実施した平成23年度における調査では22,050,000円の経費を要している一方、平成27年度水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等施行状況調査では15,225,590円であったこ

とから、約 6,824 千円削減されており、民間競争入札導入の効果があったものと評価することができる。

IV. 民間事業者からの提案による改善実施事項等

業務調達時や業務実施時における、民間事業者から提案のあった主な改善等については、次のとおり実施されている。

- ・作業のマニュアル化により、効率性、確実性を高める。
- ・作業の機械化、定型化によりデータ集計の効率性、確実性を高める。

V. 全体的な評価

実施経費については、上記Ⅲの1のとおり、約6,824千円削減されており、経費削減の点で効果を上げている。また、質については上記Ⅱのとおり、水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等施行状況調査について、確保すべき質の維持向上が図られていると認められ、質の維持向上の点でも効果を上げている。

しかしながら、上記Ⅰの4のとおり、一者応札であったことから、公告期間を延長する等の対応により改善を図る予定であり、民間競争入札を継続する予定である。

VI. 今後の事業について

以上のとおり、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしておらず、公告期間を延長する等により入札の競争性の向上を図る予定である。また、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしていく予定である。

VII. 事業の実施状況について

1. 実施体制

事業の実施体制は、次のとおりである。

表6 実施体制の状況

業務の種類	実施体制	
	派遣労働者・外注を除いた数値	
【平成24年度水質汚濁防止法等施行状況調査】		
(1) 調査票の整理	7人日	7人日
(2) 疑義照会	10人日	10人日
(3) 報告書作成	7人日	7人日
計	24人日	24人日
【平成25年度水質汚濁物質排出量総合調査】		
(1) 調査対象企業名簿の整備	7人日	7人日
(2) 調査関係用品の印刷・発送	5人日	5人日
(3) 調査票の整理	45人日	5人日
(4) 問合せ対応	180人日	10人日
(5) 調査票確認・疑義照会	45人日	45人日
(6) 督促	20人日	4人日
(7) データ入力	10人日	10人日
(8) 集計・報告書作成	30人日	30人日
計	342人日	116人日
【平成25年度水質汚濁防止法等施行状況調査】		
(1) 調査票の整理	7人日	7人日
(2) 疑義照会	10人日	10人日
(3) 報告書作成	7人日	7人日
計	24人日	24人日
【平成26年度水質汚濁防止法等施行状況調査】		
(1) 調査票の整理	7人日	7人日
(2) 疑義照会	10人日	10人日
(3) 報告書作成	7人日	7人日
計	24人日	24人日
【平成27年度水質汚濁物質排出量総合調査】		
(1) 調査対象企業名簿の整備	7人日	7人日
(2) 調査関係用品の印刷・発送	5人日	5人日
(3) 調査票の整理	45人日	5人日
(4) 問合せ対応	180人日	10人日
(5) 調査票確認・疑義照会	45人日	45人日
(6) 督促	20人日	4人日
(7) データ入力	10人日	10人日
(8) 集計・報告書作成	30人日	30人日
計	342人日	116人日
【平成27年度水質汚濁防止法等施行状況調査】		
(1) 調査票の整理	7人日	7人日
(2) 疑義照会	10人日	10人日
(3) 報告書作成	7人日	7人日
計	24人日	24人日
合計	780人日	328人日

2. その他の業務の状況（水質汚濁物質排出量総合調査）

(1) 調査関係用品の印刷・配布（送付を含む）

① 調査関係用品の印刷

受託事業者は、(a)挨拶状、(b)調査票、(c)調査票記入要領、(d)調査票記入例、(e)返信用封筒、(f)送信用封筒、(g)産業分類コードを作成した。

(a) 挨拶状は公印の印影に朱色を使用した印刷で行った。

(b) 調査票は調査対象事業場の名称等および前回回答のあった調査事業場については前回調査の回答内容についてもプレプリントした。また、調査票の余白に一連の整理番号を付与した。

(c) 調査票記入要領は記入事項の詳細を記載した冊子として作成した。

(d) 調査票記入例は冊子とは別紙とし、記入者が調査票、調査票記入要領、調査票記入例を同時に見ながら記入できるようにした。また、調査票と調査票記入例を取り違えて返送してくることを防ぐため、調査票記入例は色紙で縮小版の印刷とした。

(e) 返信用封筒は事務局宛着払いの封筒とし、封筒下部には環境省担当部署も印刷した。

(f) 送信用封筒は料金別納の封筒とし、封筒下部には環境省担当部署、事務局名、調査名称を印刷した。

表7 調査関連印刷品部数

(a) 挨拶状	34,000 部
(b) 調査票	33,813 部
(c) 調査票記入要領	34,000 部
(d) 調査票記入例	34,000 部
(e) 返信用封筒	34,000 部
(f) 送信用封筒	34,000 部
(g) 産業分類コード	34,000 部

② 調査関係用品の発送

平成27年10月1日に調査票の送付を実施した。

(2) 調査票の回収、受付

実施期間：平成27年10月1日～平成27年11月2日

①回収件数確認：受託事業者は回収件数を到着日ごとに記録した。

②回収日登録：受託事業者は開封時に調査票に付した整理番号を記録し、到着状況の記録とした。

③調査票のチェック：受託事業者は開封時に調査票の記載内容についてチェックし、記入不鮮明、不足等について電話照会等を行った。

(3) 調査票のデータ化

実施期間 平成27年11月10日～平成28年3月14日

調査対象者から回答のあった調査票の審査は開封後目視によりチェックを行い、受託事業者は回収した調査票を1次入力し、1次入力者以外の者による目視検査を行った。

